

# 山梨県民信用組合での相続手続きのご案内

## お手続きの流れ

### 1. 相続発生のご連絡

まずはお電話（またはご来店）にて、お亡くなりになられたお客さまについてお知らせください。

お亡くなりになられたお客さまの通帳・キャッシュカードなど（お取引内容がわかるもの）をご準備のうえ、ご連絡ください。

#### ◆ お電話でのご連絡

下記フリーダイヤルへご連絡ください。

**相続サポートセンター 0120-082-200**

【受付時間】 月～金曜日9：00～16：00

（ただし、土・日・祝日および12/31～1/3は除きます。）

#### ◆ ご来店でのご連絡

お近くの支店にご来店ください。

テレビ面談システムにより「相続サポートセンター」にお繋ぎし、専門スタッフがご案内いたします。

## ご注意ください

- ・ お亡くなりになられたお客さまの口座は、相続手続きが終わるまで出し入れなどのお取引ができなくなります。
- ・ 2019年7月の民法等の改正により設けられた「遺産分割協議前の相続預金の払戻し制度」に関するご相談は、相続サポートセンター（0120-082-200）または支店窓口にご連絡ください。

### 2. 必要書類のご準備

当組合所定の「相続についてのお伺い」等を郵送（お渡し）いたします。あわせて、ご提出いただく書類の準備をお願いいたします。

### 3. 書類のご提出

ご準備いただいた書類は、相続サポートセンター宛にご郵送ください。

戸籍謄本・印鑑証明書等は原本をご郵送ください。原本はお手続き終了後にご返却いたします。

※ ご提出いただいた書類を確認し、不足書類のご連絡や内容確認のために、相続サポートセンターまたは当組合支店からお客さまにご連絡させていただく場合がございます。

### 4. 払い戻し等のお手続き

すべての必要書類をご提出いただいてから約2～3週間で、ご指定の方法でお支払いさせていただきます。

※ 現金でのお支払いをご指定の場合は、営業店窓口にてお渡しいたします。

※ ご融資・ローンや貸金庫等預金以外のお取引がある場合は、さらに日数をいただく場合がございます。